（オフ・バランス取引に関する額）

第十七条　第十三条第四号に掲げる額は、銀行が行うオフ・バランス取引に係る次に掲げる額の合計額とする。

一　相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額の合計額

二　対象資産に係るエクスポージャーの額の合計額

三　証券化エクスポージャーの額の合計額

2　前項第一号に掲げる額は、銀行が行う次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げるものの想定元本の額に同表の下欄に定める掛目を乗じて得た額の合計額とする。

	オフ・バランス取引の区分	掛目（パーセント）
一	次に掲げるコミットメント（三の項ロに掲げるものを除く。） イ　任意の時期に無条件で取消し可能なもの ロ　取引の相手方の信用状態が悪化した場合に意思の通知なくして取消し可能なもの	十
二	次に掲げる取引 イ　原契約期間が一年以下のコミットメント（一の項及び三の項ロに掲げるものを除く。） ロ　短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務（銀行が発行又は確認したものに限る。）	二十
三	次に掲げる取引 イ　特定の取引に係る偶発債務（二の項ロに掲げるものを除く。） ロ　短期証券引受契約 ハ　原契約期間が一年超であるコミットメント（一の項及びロに掲げるものを除く。）	五十
四	信用供与に直接的に代替する偶発債務（銀行がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブ並びに二の項ロ及び三の項イに掲げるものを除く。）	百

（注）　銀行が将来においてオフ・バランス取引の実行を約している場合であって、適用可能な複数の掛目があるときは、当該複数の掛目のうち最も低いものを適用するものとする。

3　第一項第二号に掲げる額は、銀行が行う次に掲げるオフ・バランス取引の対象資産に係る想定元本の額に百パーセントの掛目を乗じて得た額の合計額とする。

一　買戻条件付の資産売却又は求償権付の資産売却（レポ形式の取引又は証券化エクスポージャーに該当する取引である場合を除く。）

二　先物資産購入、先渡預金、部分払込株式の購入又は部分払込債券の購入（これらのオフ・バランス取引に係る取引対象資産が銀行の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上される場合を除く。）

4　第一項第三号に掲げる額は、銀行が行うオフ・バランス取引に係る次の各号に掲げる証券化エクスポージャーの区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げるものの名目額に当該各号に定める掛目を乗じて得た額の合計額とする。

一　適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分　十パーセント

二　無格付の適格流動性補完　五十パーセント

三　前二号に掲げるもの以外の証券化エクスポージャー　百パーセント

附則第二条及び第三条を次のように改める。

（特定項目に係る十五パーセント基準超過額に係る経過措置）

第二条　適用日から起算して三年を経過する日までの間における次の各号に掲げる額については、当該各号に定める規定の定めるところによる。

一　第六条第四号に規定する普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額の算定に係る自己資本比率告示第八条第十項第一号に規定する特定項目に係る十五パーセント基準額　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十八号。以下「自己資本比率改正告示」という。）附則第八条第一項において読み替えて適用する自己資本比率告示第八条第十項第一号

二　第十四条第四号に規定する普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額の算定に係る自己資本比率告示第二十条第七項に規定する特定項目に係る十五パーセント基準額　自己資本比率改正告示附則第八条第一項において読み替えて適用する自己資本比率告示第二十条第七項第一号

（資本の額に係る経過措置）

第三条　適用日から起算して七年を経過する日までの間における次に掲げる額については、自己資本比率改正告示附則第三条第一項（同項の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）及び第三項に定めるところによる。

一　第四条の規定によるＴｉｅｒ１資本の額の算定に係る自己資本比率告示第六条第一項に定めるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額

二　第十二条の規定によるＴｉｅｒ１資本の額の算定に係る自己資本比率告示第十八条第一項に定めるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額

2　適用日から平成三十年三月三十一日までの間における次に掲げる額については、自己資本比率改正告示附則第四条第一項に定めるところによる。

一　第四条の規定によるＴｉｅｒ１資本の額の算定に係る自己資本比率告示第五条第一項に定める普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額

二　第十二条の規定によるＴｉｅｒ１資本の額の算定に係る自己資本比率告示第十七条第一項に定める普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額

3　適用日から起算して三年を経過する日までの間における次に掲げる額については、前項の規定によるもののほか、自己資本比率改正告示附則第五条第一項（同項の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）及び第六条第一項（同項の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）に定めるところによる。

一　前項第一号に掲げる額

二　前項第二号に掲げる額

4　適用日から起算して三年を経過する日までの間における次に掲げる額については、第一項の規定によるもののほか、自己資本比率改正告示附則第五条第二項及び第六条第一項（同項の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）に定めるところによる。

一　第一項第一号に掲げる額

二　第一項第二号に掲げる額